府令・省令

○内閣府令第八号
総務省令第八号

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十八条　［略］	**第二十八条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、郵便保険会社若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員（以下この項において「郵便保険会社等の役職員」という。）又は郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人、その役員若しくは従業員（郵便保険会社等の役職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。	3　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　保険業法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、同法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは保険業法施行規則第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為	三　保険業法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、同法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは保険業法施行規則第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為
［四～六　略］	［四～六　同上］
［4～6　略］	［4～6　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　**齋**藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　**齋**藤　健
環境大臣　中川　雅治

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介に関する禁止行為）	（特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介に関する禁止行為）
第五十条　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	**第五十条**　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
2　［略］	2　［同上］
（届出事項等）	（届出事項等）
第百九十八条　［略］	**第百九十八条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］